

## 【書式5】 個人データ委託契約書のチェックリスト（新法第22条関連）

| 項目   | チェック項目  |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 業務委託の内容             | 業務委託の内容を定義しているか   |
| <input type="checkbox"/> 利用目的の明記・制限          | 提供する個人データの利用目的を明記し、目的外の利用を禁止しているか   |
| <input type="checkbox"/> 安全管理措置              | <p>委託先が、少なくとも法20条及び通則ガイドライン8章（86頁以下）が求める以下の各安全管理措置を講ずる義務を定めているか（注1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1 基本方針の策定</li> <li><input type="checkbox"/> 2 個人データの取扱いに係る規律の整備</li> <li><input type="checkbox"/> 3 組織的安全管理措置</li> <li><input type="checkbox"/> 4 人的安全管理措置</li> <li><input type="checkbox"/> 5 物理的安全管理措置</li> <li><input type="checkbox"/> 6 技術的安全管理措置</li> </ul>   |
| <input type="checkbox"/> 定期的な監査              | <p>委託先への監査内容を定義しているか（注2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 定定期的な報告</li> <li><input type="checkbox"/> 不定期の立入検査</li> </ul>  |
| <input type="checkbox"/> 再委託の可否              | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 再委託を禁止しているか</li> <li><input type="checkbox"/> 仮に再委託を認める場合は、以下の条件を記載しているか（注3） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 再委託する相手方の選定、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法に関する、当社の事前の書面での承認</li> <li><input type="checkbox"/> 再委託先が委託先と同等以上の安全管理措置を講じていることの確認</li> <li><input type="checkbox"/> 委託先が再委託先の適切な監督を行うこと</li> <li><input type="checkbox"/> 委託先が、再委託先に関して当社に定期的に報告すること</li> </ul> </li> </ul> |
| <input type="checkbox"/> 漏えい等発生時の責任          | <p>委託先又は再委託先において個人データの漏えい、滅失又は毀損が発生した際の責任を定めているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 発生事象及び対応に関する速やかな報告</li> <li><input type="checkbox"/> 損害賠償の範囲</li> </ul>  |
| <input type="checkbox"/> 契約終了時及び委託者が求めた時の取扱い | 委託契約終了時及び当社が求めた時の、個人データの返還、廃棄、消去について定めているか  |

- (注1) なお、委託先は、通則ガイドライン86頁の「中小規模事業者」には該当しないため、同ガイドラインの「中小規模事業者における手法の例示」では不十分と考えられます。また、通則ガイドラインでは、委託元が新法20条の求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してこれと同等の措置を求めることまでは要請されていません（通則ガイドライン44頁）。
- (注2) 通則ガイドライン43頁では、委託契約において、委託先での個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましいとされ、そのような把握のためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましいとされます。
- (注3) さらに追加条件として、再委託先はプライバシーマークを取得した事業者に限る等の選択肢も考えられます。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様のチェックが必要です（通則ガイドライン43頁）。